



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*35	知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例	(人事課).....	5
*36	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	5
*37	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	23
*38	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	28
*39	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	30
*40	和歌山県税条例の一部を改正する条例	(税務課).....	33
*41	附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企画総務課).....	37
*42	和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	(情報政策課).....	38
*43	和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(環境管理課).....	38
*44	和歌山県卸売市場条例を廃止する条例	(食品流通課).....	40
*45	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	40
*46	市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	49
*47	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	60
*48	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課).....	65
*49	和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(税務課).....	66
*50	和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(情報政策課).....	67
*51	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	(財政課).....	68

公布された条例のあらまし

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定は、令和元年12月1日から適用します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について次のとおり改定するとともに、規定の整備を行いました。

(1) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第24条関係)

(2) 給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(別表第1～別表第3関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、1の(2)の改正に係る規定は平成31年4月1日から、1の(1)の改正に係る規定は令和元年12月1日から適用します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(別表第1～別表第6関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(第5条関係)

(2) 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を引き上げました。(第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、1の(1)の改正に係る規定は平成31年4月1日から、1の(2)の改正に係る規定は令和元年12月1日から適用します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 特定任期付職員の給料表の給料月額及び特定業務等従事任期付職員の給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(第7条及び別表第1～別表第3関係)

(2) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を引き上げました。(第10条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、1の(1)の改正に係る規定は平成31年4月1日から、1の(2)の改正に係る規定は令和元年12月1日から適用します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び道路運送車両法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第68条、第73条の8の2並びに附則第15項の10から第15項の13まで及び第16項の2関係)

2 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日から施行します。ただし、和歌山県税条例附則第15項の10から第15項の13まで及び第16項の2の改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)の施行の日から施行します。

◇ 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の附属機関として和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会を設置することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行します。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県公害防止条例等に基づく知事の権限に属する事務の一部を関係市町村が処理することとするとともに、和歌山県公害防止条例の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。(第2条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県卸売市場条例を廃止する条例

1 条例概要

卸売市場法の一部改正に伴い、和歌山県卸売市場条例を廃止することとしました。

2 施行期日

令和2年6月21日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第20条関係)

(2) 給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(別表第2及び別表第3関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の教育職員の給与に関する条例の規定は、1の(2)の改正に係る規定は平成31年4月1日から、1の(1)の改正に係る規定は令和元年12月1日から適用します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(別表第1～別表第3関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第 22 条関係)

(2) 給料表の給料月額について、若年層に係るものを引き上げました。(別表第 2 関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は、1 の (2) の改正に係る規定は平成 31 年 4 月 1 日から、1 の (1) の改正に係る規定は令和元年 12 月 1 日から適用します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、二級建築士試験又は木造建築士試験の実施等に係る手数料の額及び放置違反金の督促に係る手数料の額を改定するとともに、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うこととしました。(別表第 2 第 4 項及び第 24 項並びに別表第 3 第 13 項及び第 15 項関係)

2 施行期日

令和 2 年 3 月 1 日から施行します。ただし、次の改正規定は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 別表第 3 第 15 項の改正規定 公布の日

(2) 別表第 2 第 4 項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 16 号)の施行の日

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の制定に伴い、規定の整備を行いました。(附則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の制定に伴い、規定の整備を行いました。(附則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、特定複合観光施設区域整備法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会の設置に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第42号

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等を行わなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。 ア・イ 略 ウ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第2号ニからチまでに掲げるもの</u> (2)～(10) 略</p>	<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等を行わなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。 ア・イ 略 ウ <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第2条第2号ニからチまでに掲げるもの</u> (2)～(10) 略</p>

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第43号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>		<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	
事務	市町村	事務	市町村
略		略	
<p>9 和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号。以下この項及び次項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則（次項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（大気の汚染、水質の汚濁、騒音（風力発電施設に係るものを除く。）及び振動に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>条例第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項から第3項まで、第25条、第26条、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>条例第27条第1項、第3項及び第5項、第31条第1項、第2項、第5項及び第8項、第34条、第38条第4項並びに第55条第2項の規定による命令</u></p> <p>(7) <u>条例第27条第2項及び第4項並びに第31条第4項及び第7項の規定による勧告</u></p> <p>(8)～(11) 略</p>	略	<p>9 和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号。以下この項及び次項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則（次項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（大気の汚染、水質の汚濁、騒音（風力発電施設に係るものを除く。）及び振動に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>条例第22条第1項、第23条第1項、第24条、第25条、第26条、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>条例第27条、第31条第1項及び第2項、第34条、第38条第4項並びに第55条第2項の規定による命令</u></p> <p>(7)～(13) 略</p>	略
<p>10 条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（騒音（風力発電施設に係るものを除く。）及び振動に係るものに限る。）</p> <p>(1) <u>条例第24条第2項及び第3項、第25条第2項及び第3項、第26条第2項及び第3項、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(2) <u>条例第27条第2項及び第4項並びに第31条第4項及び第7項の規定による勧告</u></p> <p>(3) <u>条例第27条第3項及び第5項、第31条第5項及び第8項、第34条並びに第38条第4項の規定による命令</u></p> <p>(4)～(8) 略</p>	各市町村（和歌山市を除く。）	<p>10 条例及び規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（騒音（風力発電施設に係るものを除く。）及び振動に係るものに限る。）</p> <p>(1) <u>条例第24条、第25条、第26条、第29条、第30条第3項、第35条、第36条第1項及び第2項並びに第51条第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(2) <u>条例第27条、第31条第2項、第34条及び第38条第4項の規定による命令</u></p> <p>(3) <u>条例第28条第2項の規定による期間の短縮</u></p> <p>(4)～(8) 略</p>	海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 有田川町 白浜町
略		略	

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県卸売市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第44号

和歌山県卸売市場条例を廃止する条例

和歌山県卸売市場条例（昭和47年和歌山県条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第45号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前（一部未施行）
<p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略 3～5 略</p>	<p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略 3～5 略</p>
<p>備考 改正前欄中の第20条第2項第1号の規定は、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年和歌山県条例第29号）による改正後の規定である。</p>	

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）